

■有料老人ホームの囲い込み、ケアマネの独立性確保を 厚労省

- ・厚生労働省は 14 日、「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」の初会合を開いた。老人福祉法に規定される住宅型有料老人ホームでは、介護保険サービスの利用時は併設または関連法人の居宅介護支援事業所のケアマネジャーによるケアプランの作成が入居条件となっているケースがあり、囲い込みへの対策としてケアマネジャーの独立性や中立性を確保するための仕組みなどについて議論する。
- ・厚労省が 2024 年度に行った調査によると、介護保険サービスを受ける際に併設又は関連法人の居宅介護支援事業所と契約し、そのケアマネジャーがケアプランを作成することを入居要件としている住宅型有料老人ホームは 963 施設の 11.7%、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）は 1,053 施設の 9.4%あった。厚労省では、こうした事業者と入居者の契約関係により囲い込みが生じる恐れがあるとしている。
- ・有料老人ホームの設置運営標準指導指針では、限定したサービス提供や誘導を禁止し、入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこととしているが、行政指導を行っても強制力がないことから、改善が見られないケースが少なくないという。
- ・また、行政処分に踏み切る際の基準が明確でないことから、北條雅之構成員（横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課長）は会合の中で「介護保険と同様に統一的な基準を設けることが有効ではないか」との考えを述べた。
- ・一方、旧来の福祉サービスから市場原理に基づき発展してきた有料老人ホームのサービス形態は、多様化する高齢者ニーズに有効に対応しているとし、一部の不適切な事業者のために過剰な規制を設けることは避けるべきだという意見も複数出た。
- ・また構成員からは、介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付き有料老人ホームや住宅型有料老人ホーム、サ高住で提供するサービスがそれぞれ異なり、利用料をはじめとする複雑な違いを入居者に分かりやすく説明することが課題だという指摘も出た。
- ・検討会では、囲い込み対策をはじめ、有料老人ホームの運営やサービス提供の在り方などについても議論する方針。

※詳細は下記資料をご参照ください。

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会（第1回）
の資料について 令和7年4月14日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56981.html